

『宇都宮市退職者人材バンク』をご利用ください

宇都宮市では、退職者が公務で培った知識や経験の活用を図ることを目的に、市の退職者を採用する意向のある企業や団体等（以下「企業等」という。）からの求人情報を人材バンクに登録し、相互に提供する制度として、「宇都宮市退職者人材バンク（以下「人材バンク」という。）」を導入しておりますので、ぜひ、ご利用いただきますようお願いいたします。

提供できる人材情報

下記の者のうち、人材バンクに登録した者

- ・ 年度末定年退職予定者、早期退職募集制度による退職予定者
- ・ 本市を定年退職又は早期退職した者で、引き続き本市において再任用職員等として勤務している者であって、当該登録した日の属する年度末において65歳未満の者
- ・ 人材バンクを活用し出資法人等の市の関連団体に勤務している元職員であって、当該登録をした日の属する年度末において65歳未満の者

人材バンクへの求人情報登録について

○ 対象となる企業等

上記対象者（以下「市退職予定者等」という。）を採用する意向のある企業等

※ 法人の形態、業種、規模等に関わらず、広くご利用いただけます。また、人材バンクのご利用に係る費用はいただきません。

○ 申込方法

「求人票」（ホームページからダウンロード願います。）に必要事項を記入し、宇都宮市行政経営部人事課までご提出ください。

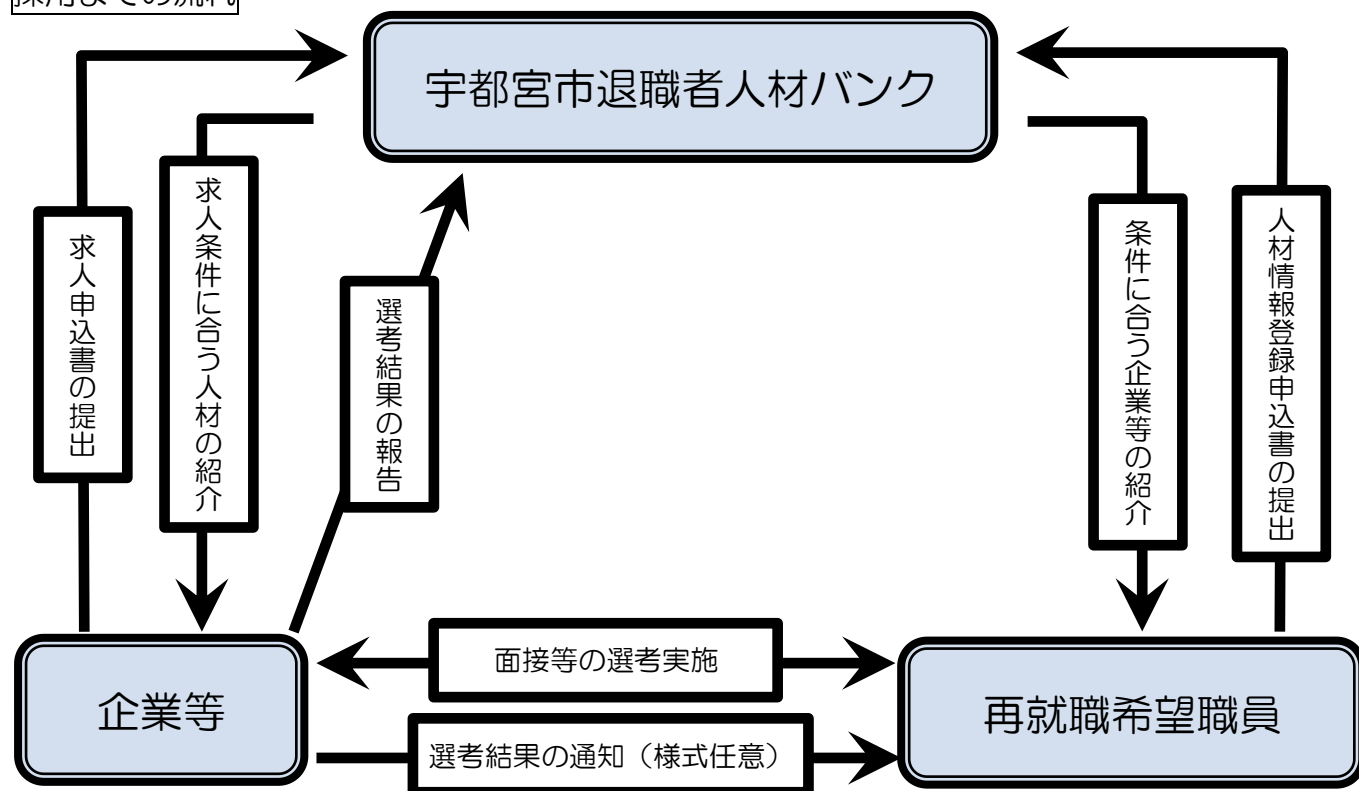
○ 申込期日

令和8年12月末日まで

その他

令和9年4月1日以降に採用くださいますようお願いいたします。

採用までの流れ



手 順	内 容
求人申込書の提出	市退職予定者等を採用する意向のある企業等は、「求人票」を宇都宮市行政経営部人事課に提出してください。
人材の紹介	再就職希望職員の知識や経験、希望等を踏まえ、企業等に対し人材の紹介を行います。
面接等の選考の実施	企業等は人材情報登録者に対する面接等の選考を実施してください。
選考結果の報告	企業等は、選考を実施した場合は、「選考結果報告書」を宇都宮市行政経営部人事課に提出してください。
選考結果の通知	企業等は、選考を実施した場合、再就職希望職員に選考結果を通知してください。（様式は任意です。）

再就職者による働きかけ規制や再就職状況の公表等

- ・ 営利企業等に再就職した元職員は、地方公務員法に基づき、離職前5年間の職務に属する契約又は処分に関し離職後2年間、また、自ら決定（最終決裁者）した業務等については期間の定めなく、現職の職員等に職務上の行為をするように、又はしないように要求するなどのいわゆる「働きかけ」が禁止されます。
- ・ 課長級以上で退職した職員については、人材バンクを活用して再就職した場合、氏名、退職時の職名、退職時期、再就職先の名称、役職名等、及び再就職時期を公表いたしますのでご留意願います。